

農業経営体の賃上げ負担軽減のための支援金を給付します！



雇用保険に加入している経営体はこちら 1. 中小・小規模事業者賃上げ緊急支援金

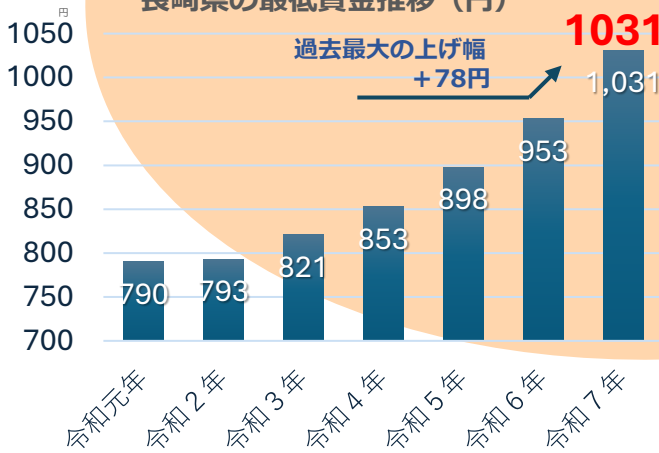
支給額

1事業者につき、**15万円**
※申請は1事業者（1経営体または1法人）につき1回のみ

対象者

**従業員を1名以上雇用する県内
中小・小規模事業者**

長崎県の最低賃金推移（円）



●お問い合わせ先

中小・小規模事業者賃上げ緊急支援金事務局
Tel:095-893-6260



詳細はこちら

●受付時間

9時00分～17時45分（平日のみ）

雇用保険に加入していない経営体はこちら

2. 農業経営体賃上げ対策緊急支援金

支給額

1事業者につき、**5～15万円**

- (1) 常時雇用支援金 : 15万円/経営体
(2) 臨時雇用支援金
- ① 雇用日数のべ300日以上 : 5万円/経営体
 - ② " 600日以上 : 10万円/経営体
 - ③ " 900日以上 : 15万円/経営体

※申請は1経営体につき1回のみ

●お問い合わせ・申請先

(一社)長崎県農業会議
Tel :095-822-9647
e-mail:nca05@agri-nagasaki.org

●受付時間

9時00分～17時45分
(平日のみ)



対象者

雇用を行っている認定農業者および認定新規就農者

★申請期間は令和8年6月1日～12月28日まで

※予算の上限に達し次第、募集を終了します。

※上記のお問い合わせは長崎県農業経営課または最寄りの振興局でも受け付けます。